○外務省告示第四号

令和七年十二月三日にビエンチャンで、南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　南部地域における中核病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十八億六千五百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

○外務省告示第五号

令和七年十二月十二日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九百万円

3　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

○外務省告示第六号

令和七年十二月十一日にディリで、東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

令和八年一月七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千万円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日本側　木村徹也在東ティモール大使

東ティモール側　ベンディト・ドス・サントス・フレイタス外務・協力大臣

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字ゴシキ谷五六八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴシキ谷五六八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字一ノ宮小字北谷七八の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市喜連川字琫光院下四六九四の三（国有林）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上南摩町字沢ノ入一六四九の一、一六四九の二、一六五五の三、二五七〇の一、二五七一の一、二五七三の一、二五七四の一、二五七七の一、二五八一の一、二五八三の一、二五八四の一から二五八四の三まで、二五八六、二五八七の四から二五八七の二一まで、二五八七の二三、二五八八の一、二五八九の一、二五九〇の一、二五九一の一、二五九二の一、二五九三の一、二五九五の一、二五九八の一、二五九九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町鱒渕八二〇の一、三三六九、三三七〇の三、三三七〇の五、三三七〇の七、三三七三の一から三三七三の四まで、三三七三の二一、三三七三の二三、三三七三の二七

二　指定の目的　水源の涵養